

研究業績等に関する事項

著書, 学術論文等の名称	単著, 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所, 発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	概 要
(著書(欧文)) 1. 2.				
(著書(和文)) 1. 新・基本保育シリーズ3 子ども家庭福祉第2版	共著	2023年1月	中央法規出版	<p>p194～p204担当 (第15講地域における連携・協働とネットワーク) 赤木拓人、飯塚美穂子、大塚 晃、尾木まり、小林 理、佐藤まゆみ、柴田千香、新保幸男、二井仁美、原史子、平戸ルリ子、寶川雅子</p> <p>子ども家庭福祉において重要な「連携・協働」や「ネットワーク」について、保育実践を念頭に置いた記述を中心に説明した。また、保育所保育指針に記されている連携・協働の考え方について解説し、保育所における子ども虐待事案への対応を題材に、そこで展開される多職種や他機関との連携のあり方を解説した。</p>
(学術論文(欧文)) 1. 2.				
(学術論文(和文)) 1. 特別養子縁組審判例における特別養子縁組の養親となるものの適格性に関する研究 (査読無)	共著	2016年7月	厚生労働科学特別研究報告書「里親認定に係る研修に関する研究」(H27-特別-指定-037)	<p>p. 91 - p. 102 赤木拓人、新保幸男</p> <p>特別養子縁組における養親となる者の要件について、特別養子縁組に関して公刊されているすべてと思われる裁判例を対象として「適格(性)」という語に注目して分析を行った。その結果、経済状況や監護養育状況、夫婦関係、職業等が養親となる者の適格性の要件とされていること、養親となる者と養子となる者の年齢差については実務上考慮されている可能性があるが、本研究からは我が国においては養親となる者の適格性の要件として考慮されていないことが明らかとなった。養子縁組里親の研修義務化により、研修の受講の有等が審判の結果にどのような影響を与えていくか検証していく必要がある。</p>

<p>2. 特別養子縁組における「子の福祉」に関する研究—公刊された裁判例の分析から— (査読有)</p>	<p>共著</p>	<p>2017年12月</p>	<p>子ども家庭福祉学第17号</p>	<p>p. 62 - p. 75 赤木拓人、新保幸男</p> <p>特別養子縁組における「子の福祉」について、公刊されている裁判例を対象として、「福祉」という語に注目して分析した。その結果、裁判例において「子の福祉」という語は、理念や理想的価値、判断の尺度、申立を認容・却下・取消差戻しする目的として使用されていること、「子の福祉」が特別養子縁組の目的の一つであること、「監護養育」が「子の福祉」を考える際の要素の一つであること、「子の福祉」が実親と養親の監護養育を比較することでわかる相対的概念であること、が明らかとなった。</p>
<p>3. 民法等の一部改正による特別養子制度の評価と課題—「新しい社会的養育ビジョン」と調査結果に基づいて (査読無)</p>	<p>単著</p>	<p>2020年3月</p>	<p>立正大学大学院法学研究科研究年報 (非公刊)</p>	<p>p. 15 - p. 24</p> <p>改正特別養子制度が児童福祉政策においてどのように運用されるべきかを明らかにするために、「社会的養育ビジョン」や法制審議会特別養子制度部会等の資料を参照しながら検討した。その結果、養子となる者の年齢要件の緩和、養子となる者の特別養子適格と養親子のマッチングをそれぞれ別に判断する手続きの変更、実親による同意撤回の制限は子どもに安定した養育環境を提供するのに資するとわかった。しかし、特別養子縁組の利用促進の前提として、里親の推進や児童相談所と養親縁組あっせん団体との連携等を進めていく必要があると結論付けた。</p>
<p>(紀要論文)</p> <p>1. 2. 3. 4.</p>				
<p>(辞書・翻訳書等)</p> <p>1. 2. 3. 4.</p>				
<p>(報告書・会報等)</p> <p>1. 2. 3. 4.</p>				

<p>(国際学会発表)</p> <p>1. 2. 3. 4.</p>				
<p>(国内学会発表)</p> <p>1. 里親認定前研修の現状に関する研究-児童相談所設置自治体への平成28年2月時点での実態調査</p> <p>2. 特別養子縁組審判例から見る養親となる者の適格性に関する一考察</p> <p>3. 「養子縁組里親」希望者を対象とする認定前研修に関する研究</p> <p>4. 特別養子縁組裁判例における子の福祉に関する研究</p> <p>5. 特別養子縁組における子の福祉に関する研究-公刊された裁判例を対象として</p>	<p>共同</p>	<p>2016年6月</p> <p>2016年9月</p> <p>2016年9月</p> <p>2016年9月</p> <p>2017年3月</p>	<p>第17回日本子ども家庭福祉学会全国大会 (於日本社会事業大学)</p> <p>第17回日本子ども家庭福祉学会全国大会 (於日本社会事業大学)</p> <p>日本社会福祉学会第64回秋季大会 (於佛教大学)</p> <p>日本社会福祉学会第64回秋季大会 (於佛教大学)</p> <p>日本社会福祉学会関東地域部会2016年度研究大会 (於明治学院大学)</p>	<p>・共同発表者名 新保幸男、赤木拓人</p> <p>・概要 2016年の改正児童福祉法施行前時点での里親認定前研修の状況について、各児童相談所を対象とした調査により、養育里親と養子縁組里親それぞれの実態を明らかにした。</p> <p>・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男</p> <p>・概要 特別養子縁組の裁判例の分析から、養親となる者の適格性の基準について検討した。その結果、「経済状況」「夫婦関係」「学歴」など多様な要素を総合的に考慮し、判断していることが明らかとなった。</p> <p>・共同発表者名 新保幸男、赤木拓人</p> <p>・概要 養子縁組里親希望者を対象とした認定前研修について、児童相談所や養子縁組あっせん団体の担当者への調査を実施した。その結果、認定前研修ではオーダーメイド型研修が理想ではあるが、レディーメイド型研修で対応することが現実的であること、実親や養親の自己の変化を考慮して行う必要があることがわかった。</p> <p>・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男</p> <p>・概要 特別養子縁組において「子の福祉」という言葉がどのように考えられてきたのか、裁判例を中心に分析を行った。その結果として、審判が認容される要素として大きくかわっていることが判明した。</p> <p>・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男</p> <p>・概要 特別養子縁組において「子の福祉」とは何かを明確化することを目的として、裁判例を対象に分析を行った。そこから、「子の福祉」が特別養子縁組の目的の一つであること、また当該概念を考える際の視点について示唆を得た。</p>

6. 「子の福祉」に関する研究—特別養子縁組裁判例における言葉の使用法に注目して	2017年6月	日本社会福祉学会第65回秋季大会（於首都大学東京）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男 ・概要 特別養子縁組の裁判例において「子の福祉」という語をどのような意味で用いているか検討した。そこでは、「子の福祉」という語が、理想的価値、判断の尺度、認容・却下等を示す手段という3通りの意味をもって用いられていることが明らかとなった。
7. 7 児童福祉法第2条の『最善の利益』についての研究—“interest”とstimulusとの関係を中心として	2018年3月	日本社会福祉学会関東部会2017年度研究大会（於明治学院大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保幸男、赤木拓人 ・概要 「児童の最善の利益」の英語表記における“interest”に着目し、日英それぞれから得られる言葉の感覚に注目しながら、“stimulus”概念について意識して考察した。そこから、児童の主體的な興味や利害を最善にするために、児童に内在する資質を活性化する児童福祉専門職の実践が求められるとの示唆を得た。
8. 特別養子縁組における民法817条の7の要件について一連れ子養子に関する審判例を通じて	2018年6月	第19回日本子ども家庭福祉学会全国大会（於神奈川県立保健福祉大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男 ・概要 特別養子縁組の認容を求める審判のうち、養子となる者が連れ子である審判例について検討を行った。その結果、実父母の連れ子を養子とする場合、家庭裁判所は認容という結論を出すことが示唆された。しかし、本研究の限界として、公刊された審判例のみを対象としていることがあげられ、今後児童相談所等を対象に調査を実施する必要があると結論付けた。
9. 特別養子縁組における要保護要件—大阪高裁平成27年9月17日から考える	2018年9月	日本保健福祉学会第31回学術集会（於神奈川県立保健福祉大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男 ・概要 原審と抗告審で結論が分かれた裁判例について、その結論の妥当性について検討することで、特別養子縁組における要保護要件について考察した。原審の判断は過去の裁判例の基準にも適合しており、妥当であったと考えられ、本件と同様に親族養子である場合には、要保護要件はより厳格に判断される必要があると結論づけた。

10. 特別養子縁組における父母の同意不要要件に関する一考察		2019年3月	日本社会福祉学会関東地域部会2018年度研究大会（於駒澤大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男 ・概要 特別養子縁組の利用が促進されない背景として指摘される、実親の同意不要要件について、その明確化を目的として裁判例を分析した。考察を通じて、詳細な事実認定を行って検討することは明らかとなったが、判断の過程は多様であることが明らかとなった。
11. 特別養子制度の目的と課題－民法等の一部改正を受けて		2020年3月	日本社会福祉学会関東地域部会2019年度研究大会（於駒澤大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 赤木拓人、新保幸男 ・概要 改正特別養子制度が、これまで指摘されてきた本制度の抱える課題を克服する内容となっているのか、法制審議会や裁判例等の資料を参照しつつ検討を行った。その結果、本改正は制度の利用促進という観点に鑑みてその役割を果たすものであるといえることができる。しかし、実親の同意に関して、撤回に制限はくわえられたが、同意不要事由について明確化されないという課題が残っていることが明らかとなった。
12. 特別養子制度の改正と残された課題－成立の手続きの見直しを中心に	単独	2021年8月	福祉学研究会第4回学術集会（於WEB）	<p>特別養子縁組の利用を促進するという観点からなされた特別養子制度の成立手続きの見直しによって克服された課題、積み残された課題について、文献を対象に検討した。特別養子縁組の申立ては、実質的に実親子の法的関係の解消を求めため、養親となる者に心理的負担を負わせているとの指摘があり、児童相談所長による申立てが可能となったことにより解消された。しかし、第2段階の手続きにおいて養親子のマッチングが不調となって却下されることも十分に考えられることから、その場合における支援体制を構築する必要がある。</p>

<p>13. 社会的養護における研修に関する研究 - 「特別養子縁組養親研修」と「社会的養護専門職研修」との比較を中心として -</p>		<p>2022年3月</p>	<p>2021年度一般 社団法人日本社会福祉学会関東部会研究大会 (於WEB)</p>	<p>・共同研究者 新保幸男, 小林理, 赤木拓人, 打越友実 ・概要 筆者らが過去に実施した「特別養子縁組を目指す養親候補者」への研修に関する研究、「社会的養護における人材育成等の課題に対する研究」を振り返り、それぞれの研修のあり方について深く研究を行った。その結果、共通点としては①「児童の最善の利益」をどう実現するのかという視点、②対象となる児童の「過去」「現在」「未来」の関連を意識して組み立てる視点、③少し先を意識して自己決定を支援していく必要があるという視点の必要性が共通して指摘された。</p>
<p>14. 国外での代理懐胎により生まれた子との特別養子縁組についての検討-子の利益のための特別の必要性を中心-</p>	<p>単独</p>	<p>2022年5月</p>	<p>福祉学研究会第22回学術集会 (於WEB)</p>	<p>特別養子縁組制度については近年改正されたが、多くの審判で争点となる父母の同意や子の利益のための特別の必要性について変更はなく、その要件の不明確さが残っていることから、公表されている審判例を分析することで、子の利益のための特別の必要性について考察することを目的とした。そこで、実父母と養父母との親族関係がある場合に、子の利益のための特別の必要性の要件の充足について検討する際には、より慎重な判断が求められることが示唆された。</p>
<p>15. 児童虐待事案における司法関与-平成 29年児童福祉法改正を中心に</p>	<p>単独</p>	<p>2022年6月</p>	<p>福祉学研究会第23回学術集会 (於WEB)</p>	<p>本研究では、平成29年改正児童福祉法で規定された28条審判における新たな勧告制度に焦点を当て、制度の目的と課題を明らかにすることを目的として、先行研究を中心に検討を行った。従来の認容事案に対する勧告制度が活用されたのでは認容ケースの25%程度であり、公表事例もほとんどないことから活用の推進が課題として挙げられる。しかし、平成29年度改正は、審判中や却下事案に対して勧告が行えることから、ケースワークに活用されることを期待しているものであることが明らかとなった。</p>

16. 児童福祉法第28条をめぐるとの審判の現状	単独	2022年6月	福祉学研究会第24回学術集会（於WEB）	児童福祉法28条に基づいた家庭裁判所の審判によって、保護者から子を引き離す必要性があると判断された場合、保護者の同意を得ずに里親委託等の措置をとることができる。いわゆる28条措置についての判例を整理し、要否とその要因を中心に分析した。その結果、本研究では、審判の認否を左右する要因として、証拠資料等による虐待の根拠づけの有無が重要であることが明らかとなった。
17. 社会的養護における人材育成の課題—全国調査にみる人材背景の多様性を中心に	共同	2022年6月	日本子ども家庭福祉学会第23回全国大会（於同朋大学・WEB）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 小林理，打越友実，赤木拓人，新保幸男 ・概要 社会的養護分野の専門職は、新卒から転職による中途採用まで多様な人材背景がある。しかし、これまで人材育成の課題に焦点化した全国調査が行われてこなかった。本研究では、常勤専門職の専門性と研修環境等の自己評価を通じて、人材育成の課題を考察した。その結果、保育士と社会福祉士の自己評価が他の専門職より低いこと、学歴が上がるほど、職場で自己の専門性を発揮できているという実感ができていないことが示唆された。
18. 虐待通告をめぐるとの倫理的ジレンマにおける価値・倫理の位置づけ-Dolgoffら(2012)の定義を中心として	共同	2022年6月	日本子ども家庭福祉学会第23回全国大会（於同朋大学・WEB）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 打越友実，小林理，赤木拓人，新保幸男 ・概要 虐待通告における倫理的ジレンマの発生とその課題を検証するにあたって、そもそもソーシャルワークにおける「価値」と「倫理」をいかに区別して扱うか、Dolgoffらの著書を用いて考察する。ここから日本における市町村のソーシャルワーカーやクライアントと関係のある教育機関などが抱えるジレンマに関する示唆が得られた

19. 子ども食堂の多機能性に関する考察福祉避難所とグループホーム	共同	2022年6月	日本子ども家庭福祉学会第23回全国大会（於同朋大学・WEB）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 新保幸男，打越友実，赤木拓人，小林理 ・概要 子ども食堂について多世代交流という点から事例研究を行うことで、地域における子ども食堂の魅力について研究を行った。そこから、障害者グループホームにある設備を活用して、災害時には「福祉避難所」に集まってくる高齢者・障害者・子どもなどに食事を提供し、平時は昼や夜の時間帯に食事を提供していること。「福祉避難所」は安全な立地に、それぞれ離れた場所に設置される必要があるため、子ども食堂の場所として適切な配置状況を確認しやすいことなどがわかった。
20. 国外での代理懐胎により生まれた子との特別養子縁組—子の利益のための特別の必要性を中心に	共同	2022年6月	日本子ども家庭福祉学会第23回全国大会（於同朋大学・WEB）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 赤木拓人、打越友美、小林理、新保幸男 ・概要 特別養子縁組の審判例については、国内での代理懐胎を伴う事案についてはこれまで公刊されてきたが、海外での代理懐胎事案について近年公表された。両事案を比較検討することで、民法817条の7における子の利益のための特別の必要性の要件を充足する条件について考察した。その結果、実父母と養父母の間に血縁関係がある場合は、特別養子縁組の成立によりかえって複雑な親族関係を構築することになるため、代理母と養父母が非親族である特別養子縁組については、子の利益のための特別の必要性の要件が充足されやすいことがわかった。
21. 児童相談所における一時保護の手續等における課題①	単独	2022年6月	福祉学研究会第25回学術集会（於WEB）	<p>児童相談所における一時保護の課題について、直接言及した文献は少ない。そこで本件研究では、これまでの児童相談所における一時保護の課題を整理した。そこで、一時保護の開始にあたって司法審査の導入に言及している文献が多数あり、一時保護に対する児童相談所の説明責任の確保という観点から望ましく、司法審査については、児童福祉法28条措置における審判も対象として分析することが必要であることが示唆された。</p>

22. 児童相談所における児童虐待対応に関する研究－児童福祉と裁判所の関係を中心に		2022年8月	福祉学研究会第 30 回学術集会（於WEB）	児童福祉法の改正に伴い、児童相談所に対して裁判所による司法審査が拡充される方向になってきている。行政における児童福祉部門と裁判所の関係性について、課題となりうる事項を中心に検討を行った。その結果、虐待事案において裁判所と児童相談所の見解が異なる際に、ソーシャルワーカーが倫理的ジレンマを抱える可能性があることが示唆された。
23. 福祉避難所と子ども食堂	共同	2022年10月	日本保健福祉学会第35回学術集会（於龍谷大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 新保幸男、打越友美、赤木拓人、小林理 ・概要 福祉避難所のスペースを利用して子ども食堂に注目してヒアリング調査を実施し、地域における多世代交流という視点から検討した。その結果、障害者グループホームのキッチンを活用して調理を実施し、食事の提供対象は子どもだけではなく高齢者や障害者を含むこと、平時に福祉避難所を活用することで災害時における予行演習として機能していることなどが明らかになった。
24. ソーシャルワークの倫理的ジレンマに関する研究	共同	2022年10月	日本保健福祉学会第35回学術集会（於龍谷大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究者 打越友美、小林理、赤木拓人、新保幸男 ・概要 クライアントの「最善の利益」と「自己決定の尊重」の倫理原則間に生じる倫理的ジレンマに着目し、そのジレンマが生じる状況で、自己決定概念がどのように扱われているかという視点から日本のソーシャルワークに活かすべき視点を探るために文献研究を行った。用語間の関係性についてテキストマイニングによって論述傾向を把握した結果、self-determinationと共起する単語のひとつにpromoteが存在することがわかった。
25. 児童虐待対応に関するアメリカ合衆国の法制度①－通告の受理から措置決定までの流れ	単独	2022年12月	福祉学研究会第 38 回学術集会（於WEB）	日本とアメリカの児童虐待対応について裁判所の役割等を中心に文献研究を行った。その結果、アメリカの児童虐待対応では、期限を明確に定めたいうえで適宜裁判所による審査が行われることが明らかとなった。日本では保護者等の同意が得られた場合は、裁判所による審査が不要であり、制度設計の違いが明確となり、その背景について調査することが今後の課題として挙げられた。

26. 児童虐待対応に関するアメリカ合衆国の法制度②—ケースプラン承認審理から恒久的措置司法審査まで—	単独	2022年12月	福祉学研究会第 39 回学術集会（於WEB）	アメリカにおける児童虐待対応について、事案の通告から最終的な措置決定までを概観した。特に、明確な日数を設定して司法審査を行うのは、児童虐待やネグレクトの被害者である子どもが、最終的な目標のないまま里親漂流することを防ぎ、早期に家庭での安定した生活を実現できるようにしているものと考えられる。しかし、明確に日数の制限を設けることで生まれる課題などもあることが示唆された。
27. 児童虐待対応に関するアメリカ合衆国の法制度③—児童虐待の通報及び専門家の役割—	単独	2023年1月	福祉学研究会第 40 回学術集会（於WEB）	日本とアメリカの児童虐待対応における通告とそこでの専門職の役割について検討した。アメリカでは州ごとに通告先が警察、児童福祉担当部局、またはその両方と異なっており、日本において児童相談所と警察との連携強化が模索されている中で、役割分担の参考になりうることが示唆された。また、アメリカでは児童に対して訴訟後見人がつき、児童の権利や利益を守る取り組みがなされており、そこでの対応について日本での導入等を検討していく必要があることが示された。
28. 児童相談所における意思決定プロセスに関する研究—親子分離をめぐる判断を決定づける要因—	単独	2023年5月	福祉学研究会第 47 回学術集会（於WEB）	児童相談所の児童虐待対応において、親子分離を行う意思決定のプロセスはがどのようになっているのかを研究関心として文献調査を行った。施設への入所が望ましい児童のうち8割程度が親権者等の同意が得られないことが障壁となって施設入所にいたっておらず、また親子分離を決定づける要因については確定的には明らかとなっていないことがわかった。
(演奏会・展覧会等)				
1. 2. 3. 4.				
(招待講演・基調講演)				
1. 2. 3. 4.				
(受賞(学術賞等))				
1. 2. 3. 4.				

研 究 活 動 項 目						
助成を受けた研究等の名称	代表, 分担等 の別	種 類	採択年度	交付・ 受入元	交付・ 受入額	概 要
(科学研究費採択) 1. 2. 3. 4.						
(競争的研究助成費獲得(科研費除く)) 1. 2. 3. 4.						
(共同研究・受託研究受入れ) 1. 2. 3. 4.						
(奨学・指定寄付金受入れ) 1. 2. 3. 4.						
(学内課題研究(共同研究)) 1. 2. 3. 4.						
(学内課題研究(各個研究)) 1. 2. 3. 4.						
(知的財産(特許・実用新案等)) 1. 2. 3. 4.						